

期日報告書 34

2025年9月8日

函館市 御中

さくら共同法律事務所

弁護士 河 合 弘 之

外 13 名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外 1 名との間の東京地方裁判所平成 26 年（行ウ）第 152 号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

1 期日 2025年9月2日（火）15時～15時48分頃

東京地方裁判所 103 号法廷

第 34 回口頭弁論期日

2 出席者 当方：弁護士 7 名（海渡雄一、青木秀樹、只野靖、兼平史、望月賢司、甫守一樹、
大河陽子）

相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席

3 裁判官の交代

従前の左陪席の金澤康裁判官が異動し、新たな左陪席は下山雄司裁判官になりました。

4 提出書面

当 方：準備書面（57）（水蒸気爆発の脅威に対する規制及び対策の欠落）

訂正申立書

甲 C 18～37（甲 C 19 は原本で裁判所へ提出したもの。）

証拠説明書（56）

相手方（被告国）：第 28 準備書面（標準応答スペクトル補充）

乙 A 256～265

乙A証拠説明書（24）

争点項目一覧表の改訂版

相手方(被告電源開発)：なし

5 準備書面の訂正

(1) 当方

準備書面（57）19頁の「図表11」の「甲C31」を、「乙A245」に訂正の上、当該準備書面を陳述。

(2) 被告国

国第28準備書面の26頁の図7の注意書きの「乙A257」を、「乙A258」に訂正の上、当該準備書面を陳述。

6 口頭説明

原告代理人青木弁護士が、準備書面（57）（水蒸気爆発の脅威に対する規制及び対策の欠落）の内容を、パワーポイント資料を投影して口頭説明を行いました（約30分）。

7 争点項目一覧表

裁判所は、争点項目表については若干込み入った話になるので、弁論期日後に続けて行う進行協議期日で協議することとしました。

8 今後の進行

(1) 当方

原告代理人只野弁護士が、敷地内活断層の活動性についての準備書面を次回期日までに提出予定である旨、今回提出された被告国の主張に対する反論は次回期日までに出すかは未定であるが反論の要否等を含めて検討する旨を述べました。

(2) 被告国

被告国は、今回原告が提出した準備書面に対して必要な限度で反論する旨を明らかにし、次回期日までに間に合うとは確約できないが、間に合わせたいと考えているとのことでした。

9 書面提出期限

書面提出期限は、１２月１５日（月）になりました。

１０ 次回期日、次々回期日

次回期日、次々回期日は、次のとおりになりました。

(1) 次回期日

２０２５年１２月２４日（水）１０時３０分 弁論期日 @東京地裁１０３法廷

第３５回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

(2) 次々回期日

来年（２０２６年）３月９日（月）１４時 弁論期日 @東京地裁１０３法廷

第３６回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

以上